

軍艦矢矧神寶丸衝突事件

本局

吳鎮守府第二回五號ノ三

大正十四年四月二十一日

吳鎮守府司令長官職務執行者

第一課

海軍大將 竹下

海軍大臣 財部 虎 殿

吳鎮守府 第一課 印

山田 査問會組織ニ関スル件

法務局 14.5.4 接受

大正十四年四月十一日午後八時十分軍艦矢野カ

兵庫縣淡路江崎燈台南度東廣瀬燈台

南八一度西ノ地点ニ於テ山口縣吉敷郡井関村

中村禦瀬長有ノ帆船神寶丸ト衝突同船ヲ

破壊沈没スルニ至ラシメタル件ニ付査問會ヲ

組織シ目下其ノ狀況調査中ニ有之候

海軍

右報告ス

(別紙 矢野船長ヨリノ報告寫本)

(終)

海軍

大正十四年四月十三日

矢矧艦長山本土岐彦

吳鎮守府司令長官竹下勇殿



衝突三箇事件

(一) 衝突ノ時刻 大正十四年四月十二日午後八時五分

(二) 場所 淡路江崎燈台南七度東三三〇米

座標燈光 南八一度西

(三) 對手船名 神宝丸 (木造西洋船 七一噸)

(四) 国籍 籍 日本

(五) 所有主氏名 中村信治 (山縣支敷郡 井岡村字河島須)

(六) 船長 藤田万作 (同 五一七番地)

(一) 衝突前之所在風向、風力 北西、0-1

(二) 天候 晴

(三) 海上模様 和

(四) 潮流方向、速力、南西約二節

(五) 目視状況 晴天、暗夜(月齡八、日出在十時十分)

視界約三〇〇。(双眼鏡等)

明名ノ瀬産六帆船多数航行不

(六) 本船ノ乗程地 神戶

(七) 目的地 吳

(八) 針路 南七三度西

(九) 速力 五。四節(約十節)

實速約十二節(追潮、間原)

(十) 燈光 航海諸燈全部顯出

(六) 機関状態 両舷交通窓閉排気
操舵状態 所定針路保持

浪音時左舷之回頭傾向よりより以て抵り
舵面舵約十度取らるる

(船橋六舵角指示器より)

(八) 其の他衝突前之船中本船ノ状況

普通ノ航海道

(九) 初号対手船ヲ察見シタル時刻

午後八時十分

(一〇) 方位 船艏約一点

(一一) 巨島 約三ヶ

(一二) 燈光状態 判然ト赤灯ヲ認めり得る

(一三) 対手船推測針路 察見當時ノ船体ヲ確知スル得ル距離約

千栄ニ至リ本船針路ニ直交スルヲ判別

得ル

(三) 推測速力 一節乃至二節

(二) 燈 光 航海灯ノ点出ニ由リ

(本船ヨリ其ノ去リ方ヲ観テ得ル)

(四) 偵 視 急ニ接近スルニ及ビ總角(四名)大若リ暴

クテ危急ヲ知セリ

為本船ヨリ船側ヲ敲打セリ

(五) 運用ノ状態

(六) 其他衝突前ニ於テ相手船ノ状況

総帆ヲ揚ゲ居ルニモ同力ヲ弱ニシテ強ト
行是ナリカニ及ビ八時遂潮トシテ力放
ニ渡路海岸ニ至リ投錨機ノ目的ヲ

以テ船主外船員三名ハ橋ヲ潜リテ居ルモ
強ト進行セザリト云フ

六、衝突多ク避クニ爲本船ニ於テ施シタル措置

測ニ巨シ命セシモ障害ニ測ニ巨シ得ス

距離約千米ト思ヒシ頃當直將校ハ「面舵」ヲ令セシモ

却テ稍取舵ニ過ルヲ親々見テ直ニ「右停止」「面舵

一杯」ヲ令ス續テ「面舵停止」「右進」ヲ令セシモ

「ノ半」既ニ距離約二百米位ヲ接近セシ見テ「面舵後進

原速」ヲ令ス

「ノ状況」ニ於テ漸次接近衝突ス

七、「被我艦」ノ初メテ相觸ルニ部分

本艦解

對手船、右舷後橋側

(一) 交角 弦下直角
(二) 其ノ在ノ状況

本船ノ當特約五節 從前進隨力了免為射手船
之兩斷シテ之ヲ押シ救キ多ク

射手船、船中ノ大部ハ左船ニ側ニ流シテ流失(橋及
帆ノ一部ハ船側ニ懸ク免シ幸ニ救キ得タ)

(八) 本船ニ於テハ直ニ左船救助艇ヲ卸シテ救助ニ從事

之同時ニ探照ヲ命ジ船中ノ後部ノ一点点灯引
續キ全船点灯 引續キ左船救助艇ヲ下ス者

流失物件拾收ノ為更ニ残クノカギ一ニ隻ヲ卸ス

(九) 射手船ハ施スニ術ナカリキ、船員ハ全部 前部ニ帆程

(新書丸)ノ救助艇ニ救助セシム。四名ノ内二名ハ該艇
ニ便乗岸に向ヘ向セ二名本船ニ收容

九、被我艦船擄獲ノ状況

(1) 我ニ擄獲ナシ

(2) 針手船ハ破碎流失、積荷ノ石炭百五十噸ヲ没失

一名自傷ノ胸腹挫傷シ

一〇、被我艦船ニ先人ノ有無

ナシ

右報告ス

(終)